

# 電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター規程

平成17年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 3月 3日

平成22年 3月19日

平成22年 6月22日

平成24年 5月22日

平成27年 5月27日

平成28年 3月23日

平成28年 7月27日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第22条第3項の規定に基づき、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、本学における学生相談及び修学相談、就職、学生生活等の学生支援業務を総括的に取扱い、もって学生生活の充実及び発展に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 センターに、企画調査部門、学生何でも相談室、障害学生支援室、就職支援室及び学生生活支援室を置く。

### (センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、本学の職員のうちから学長が指名する。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以

前でなければならない。

(センター会議)

第6条 センターに、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議の組織及び運営に関する規程は、別に定める。

## 第2章 企画調査部門

(業務)

第7条 企画調査部門は、センター会議と連絡調整し、学生支援に関する総合的な方策の企画・立案等を行う。

(組織)

第8条 企画調査部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの各室長
- (3) その他センター長が必要と認めた者  
(部門長)

第9条 企画調査部門に部門長を置き、センター長をもって充てる。

## 第3章 学生何でも相談室

(業務)

第10条 学生何でも相談室（以下「相談室」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及び修学相談に係る学生への助言に関すること。
- (2) 学生相談及び修学相談に係る業務の企画・立案に関すること。
- (3) 学生相談に係る関連諸団体との連携に関すること。
- (4) その他学生相談等に関すること。

(組織)

第11条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 相談員
- (3) アドバイザー
- (4) 事務職員
- (5) その他必要と認められる者  
(室長)

第12条 室長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 室長は、相談室の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第13条 相談員は、カウンセリングに関する専門的知識を有する者のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(アドバイザー)

第14条 アドバイザーは、必要に応じて学生支援担任のうちから、センター長が指名する。

(事務職員)

第15条 事務職員は、教務課又は学生課の職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(秘密の保持)

第16条 学生相談等に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 第4章 障害学生支援室

(業務)

第17条 障害学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者である学生（以下「障害学生」という。）の支援体制の企画・立案に関する事。
- (2) 障害学生支援に係る学内組織及び関係者との連絡、調整及び連携に関する事。
- (3) 障害学生支援に係る関係機関との連絡、調整及び連携に関する事。
- (4) 障害学生の生活・修学・進路等のカウンセリング及びコーチングに関する事。
- (5) その他障害学生支援に関する事。

(組織)

第18条 障害学生支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) チーフ障害学生支援コーディネーター
- (3) 障害学生支援コーディネーター
- (4) その他室長が必要と認めた者

(室長)

第19条 室長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 室長は、障害学生支援室の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(チーフ障害学生支援コーディネーター)

第20条 チーフ障害学生支援コーディネーターは、障害者支援及びカウンセリングに関する専門的知識を有する者の中から、学長が命ずる。

(障害学生支援コーディネーター)

第21条 障害学生支援コーディネーターは、障害者支援に関する専門的知識を有する者の中から、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(個別支援チーム)

第22条 障害学生の支援を円滑に実施するため、障害学生支援室に、個別支援チーム（以下「支援チーム」という。）を置く。

2 支援チームは、障害学生毎に設置する。

(支援チームの任務)

第23条 支援チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該障害学生の生活、修学及び進路等に係る指導及び助言
- (2) 当該障害学生の支援のための具体的事項
- (3) その他当該障害学生の支援のために必要な事項  
(支援チームの組織)

第24条 支援チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) チーフ障害学生支援コーディネーター
- (2) 当該障害学生の学生支援担任又は指導教員
- (3) 障害学生支援コーディネーター
- (4) 教務課課長補佐
- (5) 学生課課長補佐
- (6) 学生課学生何でも相談担当
- (7) その他室長が必要と認めた者  
(チームリーダー)

第25条 支援チームの業務を統括するため支援チームにチームリーダーを置き、前条第1号の者をもって充てる。

(意見の聴取)

第26条 支援チームは、必要と認めたときは、構成員以外の者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第27条 障害学生の支援に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第5章 就職支援室

(業務)

第28条 就職支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 就職支援に係る業務の企画・立案に関すること。
- (2) 就職支援に係る関連諸団体との連携に関すること。
- (3) 就職相談に係る学生への指導及び助言に関すること。
- (4) 就職支援に関する広報活動に関すること。
- (5) 学生の就職に関する調査及び分析に関すること。
- (6) キャリア教育への参画に関すること。
- (7) その他就職支援に関すること。

(組織)

第29条 就職支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 相談員 (キャリアカウンセラー)
- (3) 事務職員
- (4) その他必要と認められる者  
(室長)

第30条 室長は、本学の専任の教授又は本学の教員であった者のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命じ、又は委嘱する。

2 室長は、就職支援室の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第31条 相談員（キャリアカウンセラー）は、就職等に関する専門的知識を有する者で、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(事務職員)

第32条 事務職員は、学生課の職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

## 第6章 学生生活支援室

(業務)

第33条 学生生活支援室（以下「学生支援室」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の規律及び賞罰に関すること。
- (2) 学生関係行事に関すること。
- (3) 学生の団体及び集会に関すること。
- (4) 学生の課外活動に関すること。
- (5) 体育施設、課外活動関係施設の運用に関すること。
- (6) 入学料、授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
- (7) 奨学生及び奨学金に関すること。
- (8) 学生寮及び学生の福利厚生施設の管理運営に関すること。
- (9) その他学生生活支援に関すること。

(組織)

第34条 学生支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 事務職員
- (3) その他必要と認められる者

(室長)

第35条 室長は、学生課長をもって充てる。

2 室長は、学生支援室の業務を掌理する。

(事務職員)

第36条 事務職員は、学生課の職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

## 第7章 雑則

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年5月27日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間に、最初に任命される障害学生支援室長の任期は、第19条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年5月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。